

第 36 回研究大会統一論題に対するコメント

金 鐘 勲
専修大学

要 旨

本稿では、国際会計研究学会第 36 回研究大会における二つの統一論題報告、すなわち、草野真樹先生「IFRS 適用をめぐる実証研究の棚卸しと展望」ならびに宮宇地俊岳先生「のれんの会計処理をめぐる実証研究の棚卸しと展望」に対するコメンテーターとして、筆者の当日のコメントを要約する。草野先生の報告では、IFRS 適用の帰結として、財務報告の質（会計の質と比較可能性）、資本市場への影響（株式市場と債務市場）、契約への影響（債務契約と経営者契約）の三つのカテゴリーに分類し、海外のトップ 5 誌に掲載された論文がレビューされている。当該カテゴリー内において関連する先行研究が網羅的にレビューされており、海外でこれまで行われてきた IFRS 適用研究の成果を整理するとともに、未解決の問題点を明らかにするものであった。筆者は、草野先生の報告に対して、重要な先行研究の補足および今後の研究動向の予測という二つの観点から、コメンテーターとして意見を提言している。

宮宇地先生の報告の目的は、のれんに関する会計処理に関して IFRS（非償却・減損処理）と日本基準（償却・減損処理）の間に大きな相違が存在することを受け、のれんに対して“減損のみアプローチ”を適用することの経済的帰結について現時点で明らかにされている成果および知見を整理すると同時に、未解決の課題を明らかにすることであった。米国においてのれんに対する“減損のみアプローチ”を要求した SFAS 142 の適用前後の経済的帰結に関する先行研究が網羅的にレビューされ、一定の結論に至っている点は、宮宇地先生の報告の大きな貢献である考えられる。筆者は、宮宇地先生のご報告の趣旨に全面的に賛同しつつ、重要な先行研究の補足という観点から、コメンテーターとしての意見を提言している。

また、日本企業を対象とした IFRS 研究の課題について、筆者なりの視点に立って意見を学会で提示した。それらは、①検証結果の内的妥当性の確保、②検証結果の外的妥当性の確保、および③先行研究における前提条件の検討、といった三つの課題である。統一論題における筆者の提示した意見の要旨は、日本企業を対象に IFRS 任意適用の影響を分析する研究において、海外の先行研究での前提条件を日本の文脈を考慮して慎重に検討しつつ、検証結果の内的妥当性と外的妥当性を確保していくことが重要である、ということであった。

本稿では、国際会計研究学会第 36 回研究大会における二つの統一論題報告、すなわち、草野真樹先生「IFRS 適用をめぐる実証研究の棚卸しと展望」（以下、草野報告という）ならびに宮宇地俊岳先生「のれんの会計処理をめぐる実証研究の棚卸しと展望」（以下、宮宇地報告という）に対するコメンテーターとして、筆者の当日のコメントを要約する。本稿の構成は次の通りである。

本稿ではまず、第 2 節と第 3 節において、草野報告と宮宇地報告に対するコメントを要約する。その上で、本稿の第 4 節では日本企業を対象とした IFRS 研究の課題（内的妥当性・外的妥当性・先行研究での前提条件）について、筆者の意見を述べる。

I 草野先生のご報告に対するコメント

草野報告においては、IFRS 適用をめぐるこれまでの実証研究に関する棚卸しと今後の研究に対する展望がなされている。具体的には、草野報告は、Web of Science という文献収集のデータベースにもとづき、1999 年から 2019 年 3 月までの間に海外のトップ 5 誌（CAR, JAE, JAR, RAST, TAR）に掲載された IFRS 関連の研究をアーカイバル研究に限定してレビューしている。

草野報告では IFRS 適用の帰結として、財務報告の質（会計の質と比較可能性）、資本市場への影響（株式市場と債務市場）、契約への影響（債務契約と経営者契約）といった三つのカテゴリーに分類して先行研究がレビューされているが、当該カテゴリー内においては関連する先行研究が網羅的にレビューされており、海外でこれまで行われてきた IFRS 適用研究の成果を整理するとともに、未解決の問題点を明ら

かにするものであった。

海外においては、De George et al. [2016], Leuz and Wysocki [2016], Ball [2016] のように、IFRS 適用研究に関する優れたレビュー論文がすでに存在している。しかし、草野報告では、海外企業を対象とした先行研究のレビューを通じて日本企業を対象とする IFRS 適用の実証研究への示唆を提示できている点で、海外で行われた既存のレビュー論文との違いが明確に示されているといえる。

筆者は、草野報告に対して、重要な先行研究の補足および今後の研究動向の予測という二つの観点から、コメンテーターとしての意見を提言している。

第一に、重要な先行研究の補足である。草野報告は、De George et al. [2016] に倣って分析対象のジャーナルを海外のトップ 5 誌に限定されている。しかしながら、比較的初期の研究においてはトップ 5 誌以外に掲載された論文の中にも研究史上、重要な位置づけを占める論文もいくつか存在する。例えば、草野報告は、IFRS 適用研究のマッピングを示しており、「財務報告の質・会計の質・任意適用」のカテゴリーに属する研究として、Hung and Subramanyam [2007], Barth et al. [2008] の二つの研究をあげているが、Harris and Muller [1999], Bartov et al. [2005], Van Tendeloo and Vanstraelen [2005], Gassen and Sellhorn [2006] も重要な先行研究として補足できると考えられる。これらの研究の結果は混在しているものの、研究手法の発展を概観できる点で重要な先行研究であると考えられるためである。

また、草野報告は、「資本市場への影響・株式市場・任意適用」のカテゴリーに属する研究として、Leuz and Verrecchia [2000], Daske et al. [2013] の二つの論文をあげている。これらの研究は、IFRS の任意適用が株式市場に

おける帰結に与える影響を情報の非対称性やインプライド資本コストといった尺度を用いて分析した、IFRS適用研究史において極めて重要な位置づけを占める研究である。しかし、インプライド資本コストに与える影響を分析した初期の論文の中には、必ずしもトップ5誌には掲載されていないものの研究史上、重要と位置づけられる論文も存在する。さらに、インプライド資本コストはその推定の際にアナリストによる予想情報を用いることになる。すなわち、インプライド資本コストはアナリスト予想の特性の影響を受け、アナリスト予想の特性もまたIFRSの適用によって影響を受けるため、IFRSの適用がアナリスト予想の特性に与える影響は、インプライド資本コストに与える影響とともに整理されるべきであるといえるであろう。これらの理由によって、筆者は、Ashbaugh and Pincus [2001], Cuijpers and Buijink [2005], Daske [2006], Kim and Shi [2012], Kim et al. [2014] (以上、「資本市場への影響・株式市場・任意適用」), Tan et al. [2011], Horton et al. [2013], Li and Yang [2015] (以上、「資本市場への影響・株式市場・強制適用」) を草野報告の補足するべき重要な先行研究として提言している。

第二に、今後の研究動向の予測である。草野報告は Christensen [2012] にもとづき、IFRS適用の効果を検証するためには、便益に加え、コストの分析も必要であることを指摘されている。また、草野報告は、IFRS適用のコストを分析した先行研究として、企業のIFRS適用回避に関する論文を紹介している。草野先生のご指摘の通り、IFRS適用回避によって生じるコストもIFRS適用のコストであり、今後、IFRS適用回避の決定要因とその帰結についても研究の蓄積が大いに必要である。

一方で、IFRS適用回避以外にも、先行研究

にはIFRS適用のコストを分析した研究が存在する。具体的には、IFRSの適用が監査報酬に与える影響を分析した研究がそれであり、海外企業を対象としたこれまでの先行研究からは、IFRSの強制適用によって監査報酬が増加したとの結果が報告されている (Kim et al. [2012], De George et al. [2013])。IFRSの適用が監査報酬に与える影響についてはまだ研究の蓄積が浅いが、IFRS適用のコストに着目する研究という点で、今後の研究蓄積が必要であることを提言している。

今後の研究動向の予測について筆者が補足したいもうひとつの分野は、IFRSの適用が企業行動に与える影響 (real effects) に関する研究である。会計基準の変更は企業の投資政策、配当政策、M&A行動といった企業行動に影響を与える可能性があり、この点については、近年、海外において研究が蓄積されつつある (Kanodia and Sapra [2016])。他方、IFRSの適用が企業行動に与える影響については、世界的にもまだ研究の蓄積が十分とはいえないところであり (Chen et al. [2013], Shroff et al. [2014], Biddle et al. [2016])、今後の研究蓄積が必要といえる。

II 宮宇地先生のご報告に対するコメント

宮宇地報告においては、のれんの会計処理をめぐると実証研究の棚卸しと展望がなされている。具体的には、宮宇地報告は、EBSCOhost : Academic Search Premier という文献収集のデータベースにもとづき、2000年1月から2019年6月までの間に海外のトップ5誌 (CAR, JAE, JAR, RAST, TAR) および有力実証誌 (EAR, JAPP, BAR, JBFA, JAAF) に掲載された実証論文であり、のれん関連のア

一カイバル研究を正の買い入れのれんに限定してレビューしている。宮宇地報告では、のれんに関する実証研究を、契約理論・エージェンシー理論に基づく研究（減損認識の適時性に関する裁量行動、その他の裁量行動）、資本市場研究（イベント・スタディ、価値関連性研究、その他の分析）、契約への影響、その他のテーマの研究といった四つのカテゴリーに区分けし、これまでの先行研究に関する網羅的なレビューがなされている。

宮宇地報告の目的は、のれんに関する会計処理に関して IFRS（非償却・減損処理）と日本基準（償却・減損処理）の間に大きな相違が存在することを受け、のれんに対して“減損のみアプローチ”を適用することの経済的帰結について現時点で明らかにされている成果および知見を整理すると同時に、未解決の課題を明らかにすることであった。米国においてのれんに対する“減損のみアプローチ”を要求した SFAS 142 の適用前後の経済的帰結に関する先行研究が網羅的にレビューされ、一定の結論に至っている点は、宮宇地報告の大きな貢献であると考えられる。

具体的には、経営者は SFAS 142 の適用後、のれんの減損の兆候があっても減損を適時に認識しないこと、SFAS 142 適用後の期間においてのれんの減損損失の価値関連性の減少が確認されること、そして SFAS 142 適用後、財務制限条項からのれんの項目が除外されつつあることが明らかにされている。これらの発見事項は、のれんに対する“減損のみアプローチ”の適用を要求する SFAS 142 を適用した後、のれんの減損認識に関する経営者の機会主義的な行動の増加が原因で、のれんの減損損失情報の情報提供機能および契約支援機能の両方が低下した可能性を示唆するものであった。

なお、宮宇地報告では、先行研究からの知見

は主に米国企業からのものに偏っており、IFRS 適用国を含めた知見に拡大する必要が有ること、エンフォースメントの強弱が経営者の「機会主義的行動」と「のれんの減損損失情報の価値」に与える影響がまだ明確ではないこと、IFRS 3 および IAS 36 適用の前後を比較した研究が少ないこと、そしてのれんに対する“減損のみアプローチ”の適用が会計情報の契約支援機能に与える影響について十分な研究蓄積がなされていないことなどが、のれんに関する実証研究における未検証な領域もしくは分析の拡張が必要な領域として指摘されている。

筆者は、宮宇地報告の趣旨に全面的に賛同しつつ、重要な先行研究の補足という観点から、コメンテーターとしての意見を提言している。具体的には、宮宇地報告は、のれんの会計処理に関する IFRS（非償却・減損処理）と日本基準（償却・減損処理）の大きな相違を問題意識としているにも関わらず、日本企業を対象とした先行研究がレビューされていない点である。例えば、石井 [2014]、石井 [2015]、石井 [2016] は、（のれんに対する償却・減損処理を要求する）日本基準を適用している日本企業について、のれんの減損認識の遅延が観察されることを報告している。

また、金 [2017] と天野 [2018] は、IFRS を任意適用した日本企業へのれんに着目した実証分析を行っている。具体的には、金 [2017] は日本企業による IFRS 適用の公表に対する株式市場の反応、すなわち IFRS 適用に対する株式市場の“事前の期待”をイベント・スタディの手法を用いて分析し、総資産に占めるのれんの割合が高い企業に対して株式市場は負の反応を示すことを報告している。さらに、天野 [2018] は、日本企業による IFRS 任意適用に対する株式市場の“事後的評価”をマッチン

グ・DID の手法を用いて分析し、IFRS 任意適用後、日本企業によるのれんの減損認識の遅延の程度が高まったことを報告している。

これらの結果は、のれんに対して“減損のみアプローチ”を要求する IFRS の適用によって、のれんの減損に関する日本企業の経営者の機会主義的な行動が助長された可能性を示唆するものであり、重要な先行研究として補足することを提言している。一方で、金 [2017] と天野 [2018] のサンプル・サイズはともに非常に小さく、あくまでの予備的な結果であることに注意する必要がある。したがって、今後、IFRS を任意適用した日本企業を対象に、IFRS の適用がのれんの金額およびその減損情報の情報提供機能ならびに契約支援機能に与える影響に関する研究の蓄積が必要と考えられる。

III 日本企業を対象とした IFRS 研究の課題

学会当日は最後に、日本企業を対象とした IFRS 研究の課題について、筆者なりの視点に立って意見を提示している。それらは、検証結果の内的妥当性の確保、検証結果の外的妥当性の確保、および先行研究における前提条件の検討、といった三つの課題である。以下では、それぞれについて順に、当日述べた筆者の意見をまとめる。

1. 検証結果の内的妥当性の確保

第一の課題は、検証結果の内的妥当性の確保である。内的妥当性 (internal validity) とは、特定の研究で得られた結果が因果関係についてどの程度言及できるかを表す概念である。すなわち、他の変数の影響ではなく、関心変数 X によって目的変数 Y が変化したことを言及できる際に、当該研究の検証結果には内的妥当性

が確保されているという (Clarkson [2012])。IFRS 適用研究という観点からすれば、日本企業による IFRS の任意適用 (関心変数 X) によって、特定の経済的帰結 (目的変数 Y) がもたらされたことを、 $X \rightarrow Y$ という因果の方向性にもとづいて検証できている際に、当該研究の検証結果には内的妥当性が確保されている、といえるのである。

しかし、日本企業を対象とした IFRS 適用研究において、検証結果の内的妥当性を確保することは、それほど容易なことではない。その理由は、IFRS を任意適用する日本企業と、非適用企業の特性が大きく異なるためである。すなわち、こうした企業間の特性の違いを考慮せずに分析を行うと、得られた結果は“IFRS それ自体の影響”ではなく、IFRS 適用企業と非適用企業間の“特性の違い”と“IFRS それ自体の影響”の両方を表すことになる。このため、検証結果の内的妥当性が確保されたとはいえないのである。こうした問題によって検証結果の内的妥当性が確保されない場合、当該研究は自己選択バイアス (self-selection bias) の影響を受けていると指摘される。

IFRS 適用の影響を分析した初期の研究においては、ヘックマン型の二段階トリートメント効果モデル (Leuz and Verrecchia [2000]) や傾向スコア・マッチング (Gassen and Sellhorn [2006]) の手法を用いて自己選択バイアスの影響をコントロールした上で、IFRS 適用企業と非適用企業をクロスセクショナルで比較することが一般的だった。しかしながら、こうしたクロスセクショナルな比較では、IFRS 適用企業と非適用企業の目的変数の値の“水準”に一定の差があることを統計的に検証することはできるとしても、IFRS の適用によって目的変数の値が“変化”したか否かを検証することはできない。

そこで、IFRS 適用の影響を分析した近年の研究においては、差分の差分推定 (Difference in Differences Estimation: 以下、「DID 推定」) を用いて、IFRS 適用の影響とは無関係な経済環境の変化の影響を取り除いた上で、IFRS 適用による目的変数の変化の程度を検証する研究が活発に行われつつある (Li [2010], Li and Yang [2016] など)。この DID 推定を正しく行うためには、IFRS 適用の影響を受けない企業群、すなわちコントロール企業群が存在しなければならない。そこで、IFRS 強制適用の影響を検証する先行研究では、IFRS を任意適用した企業が IFRS 強制適用企業に対するコントロール企業群としてしばしば用いられてきた (Li [2010], Li and Yang [2016])。

しかし、IFRS 強制適用企業と任意適用企業の間には特性の違いが存在しており、こうした特性の違いによって経済環境の変化を受ける程度にも差異が生じうる、という指摘も考えうる。いわゆる、パラレル・トレンド (parallel trend) の前提条件を満たす必要があるということである。そこで、Li and Yang [2016] では、IFRS 任意適用企業をコントロール企業群として用いる分析以外にも、IFRS 強制適用企業と傾向スコア・マッチングによって選ばれた IFRS 非適用企業をコントロール企業群とする分析 (傾向スコア・マッチングを用いた差分の差分推定: 以下、「マッチング DID 推定」) も追加的に行っている。このように、日本企業を対象に IFRS 任意適用の影響を分析する研究においても検証結果の内的妥当性を確保するためには、DID 推定やマッチング DID 推定による分析を行う必要があると考えられる。マッチング DID 推定を用いて、日本企業を対象に IFRS 任意適用の影響を分析した研究としては、金・中野・成岡 [2019] がある。また、傾向スコア・マッチングを行う際の注意事項につ

いて述べられている論文として、Shipman et al. [2017] がある。いずれの論文も、日本企業を対象とした IFRS 適用研究における検証結果の内的妥当性を議論する上で、参考になると考えられる。

加えて、IFRS を任意適用した日本企業を対象に DID 推定やマッチング DID 推定を行う際には、IFRS 強制適用の影響を分析する研究とは違って IFRS 適用“前後の期間の識別”が極めて重要となる。具体的には、IFRS 強制適用の影響を分析する研究では、IFRS の強制適用が実施された特定の年度を基準に、IFRS 適用の前後の期間がはっきりと分かれることになる。他方、IFRS 任意適用の影響を分析する研究では、企業によって IFRS 適用の前後の期間がまちまちである。このため、検証結果の内的妥当性を確保する上では適用前後の期間を正確に識別することが極めて重要となるわけである。

さらに、IFRS を任意適用する日本企業の場合は、①決算期 (1 月末決算企業～12 月末決算企業)、②適用時期 (2010 年 3 月期～2019 年 3 月期)、および③適用方法 (四半期決算より適用 対 年次決算より適用、決算短信より適用 対 有価証券報告書より適用) が適用企業によって異なる。したがって、IFRS 任意適用の前後の期間を正確に識別することが、検証結果の内的妥当性を確保する上で極めて重要であるといえよう。

2. 検証結果の外的妥当性の確保

第二の課題は、検証結果の外的妥当性の確保である。外的妥当性 (external validity) とは、発見事項の一般化可能性を意味する (Clarkson [2012])。すなわち、特定の研究で得られた結果がどの程度一般化可能かを表す概念である。IFRS 適用研究という観点からすると、日本企

業を対象とした結果を持って他国の事例にも適用可能な結論を導出できている際に、当該研究の検証結果には外的妥当性が確保されている、といえる。

もちろん、特定の研究に対して外的妥当性の持つ意味合いは、当該研究が拡張を試みる先行研究の母集団をどのように設定するかによって異なってくると考えられる。すなわち、特定の研究がその掲載先を国内雑誌と意図するのか、それとも海外雑誌と意図するのかによって外的妥当性の持つ意味合いは大きく異なるであろう。具体的には、研究の掲載先を国内雑誌と意図する場合には、IFRS を任意適用する日本企業全体に対して広く一般化可能な結論を導出できている際に、当該研究の検証結果には外的妥当性が確保されている、といえるであろう。

外的妥当性は、サンプル・サイズとも関係するため、投稿先として国内雑誌を意図する場合でも、検証結果の外的妥当性を高めるために十分なサンプル・サイズを確保する必要があると考えられる。内的妥当性のところで取り上げたように、IFRS を任意適用する日本企業は、①決算期（1 月末決算企業～12 月末決算企業）、②適用時期（2010 年 3 月期～2019 年 3 月期）、および③適用方法（四半期決算より適用 対 年次決算より適用、決算短信より適用 対 有価証券報告書より適用）が適用企業によって異なるが、このような特徴を活かすことでサンプル・サイズを増やすこともできる。

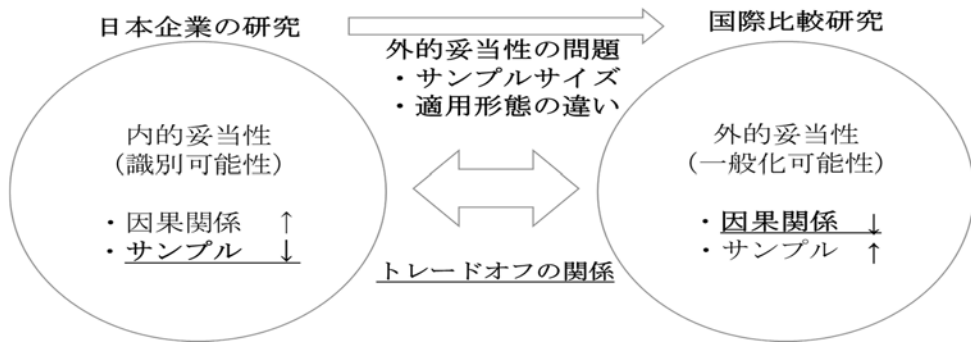
例えば、日本の実証分析では 3 月末決算企業に限って分析を行うことが一般的であるが、IFRS 任意適用の影響を分析する研究においては、3 月決算企業に限らず、1 月決算企業～12 月決算企業の全てを分析対象企業とすることが考えられる。また、企業によって適用方法が異なることに着目し、企業・四半期の分析を行

うことでサンプル・サイズを増やすことも検証結果の外的妥当性の観点から有効な手段であろう。

他方で、研究の掲載先を海外とする場合には、IFRS を“任意”適用した日本企業を対象に得られた結果を持って、IFRS “強制”適用の影響に関する海外での議論に対して一般化可能な結論を導出できている際に、当該研究の検証結果には外的妥当性が確保されている、といえる。世界的にみて、IFRS の適用はほとんどの国/法域において強制適用の段階に至っており、任意適用の影響に関する議論には既に終止符が打たれているように思われるためである。また、このような傾向は、海外のトップ 5 誌において、より顕著に表れていると考えられる。

なお、草野報告でも述べられているように、特段日本に限った話ではないが、ある特定の国/法域を分析する研究の意義は、IFRS 適用の影響とは無関係な、国/法域の制度間の差異を写像できる点にある。また、国/法域の制度と制度変化をより深く理解し、国/法域の特有の制度を活かすことが可能である。このような研究セッティング上のメリットを活かし、検証結果の外的妥当性を確保することが日本企業を対象とした IFRS 適用研究には必要であると考えられる。もちろん、外的妥当性が確保されている場合においても、内的妥当性は欠かさないものであるが、場合によって両者はトレード・オフ関係にもある。内的妥当性を突き詰めていくと、サンプル・サイズが小さくなる可能性があるためである。すなわち、いかにして検証結果の内的妥当性を確保すると同時に、もしくは保持するとともに、その外的妥当性を高めていくかが、日本企業による IFRS 任意適用の影響を分析する研究の克服すべき課題であると考えられる。

図表 1 内的妥当性と外的妥当性との関係



出所 筆者作成

3. 先行研究での前提条件の検討

第三の課題は、先行研究での前提条件の検討である。IFRS 任意適用の影響を分析した海外の先行研究では、二つの前提条件が置かれている。それらは、①IFRS の適用によって、開示情報の量と質が拡充すること、および②IFRS の適用は取り消すことのできない行為である、ということである。それゆえ、海外の先行研究では、IFRS の任意適用は企業自らが“開示情報への拡充”に“コミットメント”する行為であると受け取られている (Leuz and Verrecchia [2000])。それでは、海外の先行研究での前提条件を日本企業の分析の際にそのまま当てはめることはできるのだろうか。言い換えると、IFRS の任意適用により、日本企業の開示情報の量と質は拡充するのだろうか。

こうした問いに答えは、それほど単純には導き出せないように思われる。日本では IFRS と日本基準の差異を論じる際に、認識・測定にかかわる会計基準の観点からの観点から基準間の差異が論じられることが多い。他方、海外の先行研究では、認識・測定の観点に加えて、表示・開示にかかわる会計基準の観点を含む開示情報の質と量について論じられる。それゆえ、上記の問いに答えるためには、IFRS と日本基

準の差異を、会計基準間の差異を認識・測定および表示・開示の両方の観点から検討していく必要があると考えられる。

まず、認識・測定の観点からすると、長年にわたる会計基準の収斂化の結果、日本基準と IFRS の差異は、のれんの会計処理など一部の会計処理を除くとほぼ解消されているといわれる。一方で、苗・首藤・角ヶ谷 [2019] は、IFRS を任意適用した日本企業の開示する初年度の調整表に基づく調査を行い、のれん以外にも、IFRS ベースと日本基準ベースとで、会計数値の値が異なる項目が存在することを報告している。これらの項目に関する基準間の差異が会計情報の有用性に影響を与えるほど十分に大きいかどうかについては今後の実証研究で検討されるべき研究課題であろう。すなわち、認識・測定の観点からした場合でも、IFRS と日本基準の差異が大きいかどうかについて、もう一度慎重に検討していく必要があると考えられる。

次に、IFRS の任意適用によって日本企業の開示情報の量と質が拡充するかを、表示・開示の観点から検討していく必要性があると考えられる。そのためには、IFRS の任意適用によって注記などの“定性情報”の量と質が向上す

るかを、テキスト分析の手法を用いて分析する必要があるだろう。例えば、Lang and Stice-Lawrence [2015] は、①年次報告書における定性情報の単語数 (Annual Report Length)、②決まり文句が繰り返される程度 (Boilerplate)、③同業他社間の定性情報の記述の類似性の程度 (Cosine Similarity) で測定される定性情報の比較可能性、および④一文に含まれる単語数や複雑な単語数の割合 (Fog Index) で測定される可読性 (Readability) で定性情報の量と質を測定している。そして、IFRS の強制適用によってこれらの指標が向上したこと、すなわち定性情報の量と質が向上したことを報告している。

以上より、今後は、日本企業についても Lang and Stice-Lawrence [2015] と同様の分析を行い、IFRS の任意適用によって日本企業の開示情報の量と質が拡充するかを会計基準の表示・開示の差異という観点から検討する必要がある。なお、同指標は英語をベースに構築されているため、同指標の日本語化を行うこともいまひとつの課題である。

参考文献

- 天野良明 [2018] 「IFRS 任意適用とのれん減損の適時性」『経済論叢』第 192 巻第 2 号, 65-89 頁。
- Ashbaugh, H., and M. Pincus [2001], “Domestic Accounting Standards, International Accounting Standards, and the Predictability of Earnings,” *Journal of Accounting Research*, Vol.39, No.3, pp.417-434.
- Ball, R.[2016], “IFRS—10 Years Later,” *Accounting and Business Research*, Vol.46, No.5, pp.545-571.
- Barth, M.E., W.R. Landsman, and M.H. Lang [2008], “International Accounting Standards and Accounting Quality,” *Journal of Accounting Research*, Vol.46, No.3, pp.467-498.
- Bartov, E., S.R. Goldberg, and M. Kim [2005], “Comparative Value Relevance among German, US, and International Accounting Standards: A German Stock Market Perspective,” *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol.20, No.2, pp.95-119.
- Biddle, G.C., C.M. Callahan, H.A. Hong, and R. Knowles [2016], “Do Adoptions of International Financial Reporting Standards Enhance Capital Investment Efficiency?,” Available at SSRN 2353693.
- 苗馨允・首藤洋志・角ヶ谷典幸 [2019] 「日本における IFRS 任意適用が会計数値に与える影響—初年度適用の調整表に基づく調査—」中野貴之編著『国際会計研究学会研究グループ最終報告書』第 14 章, 215-237 頁。
- Chen, C., D. Young, and Z. Zhuang [2013], “Externalities of Mandatory IFRS Adoption: Evidence from Cross-Border Spillover Effects of Financial Information on Investment Efficiency,” *The Accounting Review*, Vol.88, No.3, pp.881-914.
- Christensen, H. B. [2012], “Why Do Firms Rarely Adopt IFRS Voluntarily? Academics Find Significant Benefits and the Costs Appear to Be Low,” *Review of Accounting Studies*, Vol.17, No.3, pp.518-525.
- Clarkson, P.M. [2012], “Publishing: Art or Science? Reflections from an Editorial Perspective,” *Accounting and Finance*, Vol.52, No.2, pp.359-376.
- Cuijpers, R., and W. Buijink [2005], “Voluntary Adoption of Non-Local GAAP in the European Union: A Study of Determinants and Consequences,” *European Accounting Review*, Vol.14, No.3, pp.487-524.
- Daske, H. [2006], “Economic Benefits of Adopting IFRS or US - GAAP—Have the Expected Cost of Equity Capital Really Decreased?,” *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol.33, No.3-4, pp.329-373.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi [2013], “Adopting a Label: Heterogeneity in the Economic Consequences around IAS/IFRS Adoptions,” *Journal of Accounting Research*, Vol.51, No.3, pp.495-547.
- De George, E.T., C.B. Ferguson, and N.A. Spear [2013], “How Much Does IFRS Cost? IFRS Adoption and Audit Fees,” *The Accounting Review*, Vol.88, No.2, pp.429-462.
- De George, E.T., X. Li, and L. Shivakumar [2016], “A Review of the IFRS Adoption Literature,” *Review of Accounting Studies*, Vol.21, No.3, pp.898-1004.
- Gassen, J., and T. Sellhorn [2006], “Applying IFRS in Germany: Determinants and Consequences,” Available at SSRN 906802. (published in *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis*, vol.58, No.4, 2006.)
- Harris, M.S., and K.A. Muller III [1999], “The

- Market Valuation of IAS versus US-GAAP Accounting Measures using Form 20-F Reconciliations,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.26, No.1-3, pp.285-312.
- Horton, J., G. Serafeim, and I. Serafeim [2013], “Does Mandatory IFRS Adoption Improve the Information Environment?,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.30, No.1, pp.388-423.
- Hung, M., and K.R. Subramanyam [2007], “Financial Statement Effects of Adopting International Accounting Standards: The Case of Germany,” *Review of Accounting Studies*, Vol.12, No.4, pp.623-657.
- 石井孝和 [2014] 「のれん減損損失計上企業における利益マネジメントとコーポレート・ガバナンスの役割」『六甲台論集（経営学編）』第 60 巻第 3・4 合併号, 17-41 頁。
- 石井孝和 [2015] 「のれん減損損失計上の適時性」『のれん減損損失の計上要因と情報有用性に関する実証研究』第 6 章, 神戸大学リポジトリ。
- 石井孝和 [2016] 「のれん情報の価値関連性及び将来業績との関連性」『証券アナリストジャーナル』第 54 巻第 5 号, 35-44 頁。
- Kanodia, C., and H. Sapra [2016], “A Real Effects Perspective to Accounting Measurement and Disclosure: Implications and Insights for Future Research,” *Journal of Accounting Research*, Vol.54, No.2, pp.623-676.
- Kim, J.B., and H. Shi [2012], “Voluntary IFRS Adoption, Analyst Coverage, and Information Quality: International Evidence,” *Journal of International Accounting Research*, Vol.11, No.1, pp.45-76.
- Kim, J.B., H. Shi, and J. Zhou [2014], “International Financial Reporting Standards, Institutional Infrastructures, and Implied Cost of Equity Capital around the World,” *Review of Quantitative Finance and Accounting*, Vol.42, No.3, pp.469-507.
- Kim, J.B., X. Liu, and L. Zheng [2012], “The Impact of Mandatory IFRS Adoption on Audit Fees: Theory and Evidence,” *The Accounting Review*, Vol.87, No.6, pp.2061-2094.
- 金鐘勲 [2017] 「IFRS 任意適用の公表に対する株式市場の反応：企業間の差異を中心に」『年報経営ディスクロージャー研究』第 16 号, 79-99 頁。
- 金鐘勲・中野貴之・成岡浩一 [2019] 「IFRS 任意適用企業の特性」『会計プロGRESS』第 20 号, 78-94 頁。
- Lang, M., and L. Stice-Lawrence [2015], “Textual Analysis and International Financial Reporting: Large Sample Evidence,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.60, No.2-3, pp.110-135.
- Leuz, C. and R.E. Verrecchia [2000], “The Economic Consequences of Increased Disclosure,” *Journal of Accounting Research*, Vol.38, Supplement, pp.91-124.
- Leuz, C., and P.D. Wysocki [2016], “The Economics of Disclosure and Financial Reporting Regulation: Evidence and Suggestions for Future Research,” *Journal of Accounting Research*, Vol.54, No.2, pp.525-622.
- Li, S. [2010], “Does Mandatory Adoption of International Financial Reporting Standards in the European Union Reduce the Cost of Equity Capital?,” *The Accounting Review*, Vol.85, No.2, pp.607-636.
- Li, X., and H.I. Yang [2016], “Mandatory Financial Reporting and Voluntary Disclosure: The Effect of Mandatory IFRS Adoption on Management Forecasts,” *The Accounting Review*, Vol.91, No.3, pp.933-953.
- Shipman, J.E., Q.T. Swanquist, and R.L. Whited [2017], “Propensity Score Matching in Accounting Research,” *The Accounting Review*, Vol.92, No.1, pp.213-244.
- Shroff, N., R.S. Verdi, and G. Yu [2014], “Information Environment and the Investment Decisions of Multinational Corporations,” *The Accounting Review*, Vol.89, No.2, pp.759-790.
- Tan, H., S. Wang, and M. Welker [2011], “Analyst Following and Forecast Accuracy after Mandated IFRS Adoptions,” *Journal of Accounting Research*, Vol.49, No.5, pp.1307-1357.
- Van Tendeloo, B., and A. Vanstraelen [2005], “Earnings Management under German GAAP versus IFRS,” *European Accounting Review*, Vol.14, No.1, pp.155-180.